

有限会社 山根建設 行動計画（第4回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日

2. 内容

目標1：小学校就学前の子供を育てる労働者が利用できる措置を導入したので周知の強化

- I) 短時間勤務制度
- II) 所定労働時間を越えて、原則労働させない制度
- III) 会社の経営状況等に応じ、子育て支援金を支給する制度を内規として、毎年8月及び12月に支給する

《対策》

- 令和元年10月～ この制度について月1回開催される全体会議の折に、周知徹底を図る。
- 令和元年11月～ 対象者については声掛けをして利用を働きかける。

<参考>

*平成22年12月以降 制度導入時に全従業員に周知していたが、該当者がいなかった為、実績件数は0件であった。しかし、当社の従業員の約半数が40歳代であることから、制度の取得ニーズは高まると考えられる。

目標2：子どもの看護休暇について、1時間を単位とする取得を可能とする措置を導入したので周知の強化

《対策》

- 令和元年10月～ この制度について月1回開催される全体会議の折に、周知徹底を図る。
- 令和元年11月～ 条件に該当する子供のいる従業員には声掛けをして利用を働きかける。

<参考>

*当社従業員の約半数が40歳代で、就学児童・生徒を扶養している者が多く、配偶者も就労している家庭が多数を占めているため、制度の取得ニーズは高まると考えられる。